

3 利用料金

1. 基本サービス（1回）

| 介護度 | 介護保険10割 | 1割負担者 | 2割負担者 | 3割負担者 |
|------|---------|-------|--------|--------|
| 要介護1 | 5,670円 | 567円 | 1,134円 | 1,701円 |
| 要介護2 | 6,700円 | 670円 | 1,340円 | 2,010円 |
| 要介護3 | 7,730円 | 773円 | 1,546円 | 2,319円 |
| 要介護4 | 8,760円 | 876円 | 1,752円 | 2,628円 |
| 要介護5 | 9,790円 | 979円 | 1,958円 | 2,937円 |

2. 加算対象サービス

| | 1日当たりの料金 介護保険料10割 | 1割負担者 | 2割負担者 | 3割負担者 |
|--------------------------|--------------------------------|-------|-------|-------|
| 入浴加算（I） | 400円 | 40円 | 80円 | 120円 |
| ADL維持等加算 | 600円 | 60円 | 120円 | 180円 |
| 個別機能訓練加算 （I）イ | 560円 | 56円 | 112円 | 168円 |
| 個別機能訓練加算 （II） | 200円 | 20円 | 40円 | 60円 |
| 科学的介護推進体制 加算 | 400円 | 40円 | 80円 | 120円 |
| サービス提供体制 強化加算（I） | 220円 | 22円 | 44円 | 66円 |
| 介護職員処遇改善 加算（I） | 基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×5.9%の金額 | | | |
| 特定処遇改善加算 （I） | 基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×1.2%の金額 | | | |
| 介護職員等 ベースアップ等 支援加算 | 基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×1.1%の金額 | | | |

(算定要件)

・入浴加算

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行います。

・個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

機能訓練指導員が共同して、利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施し、これについての評価を行います。当事業所では、毎週月曜日～土曜日まで機能訓練指導員を配置しており、個別機能訓練を受けられます。

・個別機能訓練加算（Ⅱ）

個別機能訓練計画書の内容などの情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用すると得られる加算です。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

当事業所では介護職員総数のうち介護福祉士を70%以上、または勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上を配置して利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護を提供します。

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とする加算であり、全ての利用者を対象とします。

・特定処遇改善加算（Ⅰ）

介護人材確保の為に取り組みをより一層進める為、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を目的とする加算です。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

政府が経済対策として掲げた介護職等の収入3%（月額9000円）引き上げを目的に令和4年2月～9月まで国費で支給されていた介護職員処遇改善支援補助金に代わり、令和4年10月の介護報酬改定（臨時改定）で創設された新たな加算です。

・ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）

利用者のADLが維持・改善が図られたことに対する事業所の評価です。国で示されている評価表を用いて、各種要件を満たした場合に加算されます。

・科学的介護推進体制加算

基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用することで得られる加算です。

※加算対象サービス

介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、介護保険負担割合証に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。